

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）を口座振替へ変更できます

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、役場保健福祉課または由岐支所に申し出を（してください）。（申し出については随時受付をしていますが、特別徴収の中止処理には時間を要するため、申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

平成29年4月から特別徴収を中止して、7月からの口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、平成29年1月27日（金）までに申し出を（してください）。「普通徴収（口座振替）申出書」と「口座振替依頼」が必要（下記参照）。

口座振替への変更で ご注意いただきたい こと

1、これまで口座振替をご利用できなかった方は、役場・支所への申し出の前に「希望の金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください（提出の際に口座の届出印が必要になります）。その後、役場・支所への申し出をお願いします。

★美波町役場への特別徴収から普通徴収変更の申し出（申出書は本庁・支所にあります）

★金融機関への口座振替依頼（国民健康保険の口座登録がない方）↑金融機関で手続きしてください。

右記2つの申し出と依頼が必要になります。

◆利用できる金融機関

- ・阿波銀行 本支店
- ・徳島銀行 本支店
- ・かいふ農業協同組合 本文所
- ・徳島県信用漁業協同組合連合会 各代理店
- ・四国内のゆうちょ銀行・郵便局

2、口座振替に変更した場合、その分の社会保険料控除は口座振替で支払った方に適用されます。これにより世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

3、これまでの滞納理由等により、今後も確実な納付が見込めないと判断される場合は、口座振替への変更をお受けできないことがあります。また、変更後に滞納が発生した場合は年金からのお支払いに戻させていただきます。

【お問い合わせ先】

役場保健福祉課 ☎77-3614

平成28年度の年税額から計算した金額になります。
〈特別徴収の対象となる条件〉

①世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方（ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）

②年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく1つの年金で18万円以上であること）

※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの間に65歳になられた（なられる）世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、下記の条件をどちらも満たす場合は、平成29年度から新たに特別徴収の対象者になります！

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、平成28年4月2日から10月1日までに65歳になられた方および美波町に転入された方は、原則、平成29年4月から特別徴収が始まります。また、それ以降に65歳になられた（なられる）方および転入された方は、平成29年6月以降から順次特別徴収が始まります。

※4～8月の特別徴収の金額は平